

西島製作所グループコンプライアンス行動規準

西島製作所グループはコンプライアンス推進のため、この規準を制定します。
役員及び従業員は、自らの行動又は社会のためにする行動においてこれを遵守します。

1. 基本コンプライアンス

(1) 事業を取り巻く法令及び企業倫理の遵守

役員・従業員は、事業活動において、憲法の精神を尊重し、民法、会社法、商法、刑法などの一般法令をはじめとする事業関係法令、並びに企業倫理を遵守します。

【参照法令】憲法、民法、刑法、会社法、商法、手形・小切手法、民事訴訟法、刑事訴訟法、独占禁止法、金融商品取引法、製造物責任法、消防法、建設業法、道路交通法等

(2) やすらぎのある地球環境を実現する製品・サービスの提供

当社は、環境共生事業を通して「美しい自然とやすらぎのある地球環境づくり」を旨とし、持続可能な社会の実現に貢献します。

【参照法令】環境関連法規

2. 環境との共生に関して

役員・従業員は、事業活動において環境関連法規を遵守し、自覚を持って行動します。営業から設計、調達、生産、物流、サービスの各段階では、環境への影響を配慮し、環境負荷の低減及び汚染の防止を図ります。事業活動及び商品の環境影響に対して、適切な環境目的・目標を設定し、見直すとともに、継続的改善を図り、文化的な生活環境の形成に貢献します。

【参照社内文書】環境方針、環境目的・目標等

3. 事業活動に関して

(1) 研究・開発に関して

役員・従業員は、研究・開発にあたっては、自然環境の保全や改善を通じて生活環境を豊かにする技術開発に努めます。また、他人の特許権や意匠権といった知的財産権を侵害しません。その他、関係する法令及び倫理を遵守します。

【参照法令】特許法、不正競争防止法等

(2) 製造に関して

役員・従業員は、製造にあたっては、関係する法令及び倫理を遵守します。また、製品品質については継続的に改善を重ね、より良い商品の提供に努めます。

(3) 販売に関して

役員・従業員は、販売にあたっては、顧客に敬意を持って接し、相手の立場に立って誠実に行動します。当社製品・サービスに関する正確かつ十分な情報を顧客に適切に伝達し、また顧客の要望を正確かつ十分に把握し、当社製品やサービスを通じて顧客の要望を叶え、顧客満足を得るために十分努力します。

(4) 設計に関して

役員・従業員は、プラント等の設計にあたっては、関連法令を遵守し、安全でかつ環境に配慮した設計を心がけます。また、顧客の要望を正確かつ十分に把握し、顧客満足を得るために努力します。

【参照法令】建築基準法、建設業法等

(5) 生産・現場管理に関して

役員・従業員は、生産・現場管理にあたっては、安全衛生法や監督官庁の指示等に従って安全を最優先し、労働災害を防ぎます。産業廃棄物は許可を受けた業者に委託し、適正に処理します。また、リサイクル率を高め、工場での廃棄物削減に取り組みます。プラント等建設現場においては、周辺環境に十分配慮した現場管理を行います。

【参照法令】労働安全衛生法、廃棄物処理法第3条事業者の責務等

(6) 製品の仕入れ、資材などの調達に関して

役員・従業員は、製品の仕入れ及び製造その他の事業活動に必要な原材料、部品、サービス等の調達にあたっては、関係する法令及び倫理を遵守します。複数の取引先の中から購入先を選定する場合は、諸条件（製品品質、保証、安全、環境、納期、価格など）を公平に比較・評価し、最適な取引先を選定します。

【参照法令】独占禁止法第2条9項5号（優越的地位の濫用）、下請代金支払遅延等防止法等

(7) 物流・輸出入に関して

役員・従業員は、物流・輸出入にあたっては、関係する法令及び倫理を遵守します。また、部品等の物流システムの適正化を図り、環境対策に取り組むと同時にコスト管理の適正化を行います。

【参照法令】独占禁止法第2条9項5号（優越的地位の濫用）、下請代金支払遅延等防止法等

4. 公正・透明かつ自由な競争に関して

役員・従業員は、公正・透明かつ自由な競争の確保が市場経済の基本ルールとの認識のもとに事業活動を行います。事業活動において、独占禁止法、公正競争規約等の関連法規を遵守し、市場において公正かつ自由な競争を行います。また、次の事項を遵守します。

- ① 競業他社との間で、談合・カルテルその他製品の販売価格に影響を及ぼすような行為を行いません。また、このような行為を行う恐れのある団体、会合等に参加しません。
- ② 当社が技術供与を行い、または共同研究・開発を行う相手方に対し、当該相手方が行っている事業活動を、知的財産権等の正当な行使または当社の秘密情報を保護するといった正当な目的の範囲を超えて不当に制限しません。

【参照法令】独占禁止法第19条（不公正な取引方法）等

5. ステークホルダーに関して

(1) 顧客への敬意

役員・従業員は、事業活動において、誠実かつ公正の精神のもと、顧客に敬意を持って接するものとし、顧客の適正なご要望に応える製品及びサービスを提供するように努めます。

(2) 株主重視の経営

役員は、株主総会、取締役会及び監査等委員の法令上の機能及び責任を認識した経営を推進します。役員・従業員は、株主その他投資家とのインベスター・リレーションズ（IR:投資家向け広報）を重視し、適正かつタイムリーな情報開示により、当社の経営及び事業活動を理解いただけるように努めます。

【参照法令】会社法〔特に、第330条（株式会社と会社との関係）、第355条（忠実義務）、第356条（競業及び利益相反取引の制限）、第847条（株主による責任追及等の訴え）、第399条の2（監査等委員会の権限等）〕、金融商品取引法〔特に、第24条～第27条（有価証券報告書等の提出、その他）、第158条（風説の流布、偽計等の禁止）〕等

(3) 取引先との節度ある関係

役員・従業員は、事業活動において、取引先との適正なコミュニケーションを重視し、社会の発展に寄与するように努めます。

(4) 従業員への自己実現機会の提供

役員・従業員は、企業の根幹が「人」にあることを認識し、当社事業活動を通じて、従業員の能力発揮や自己実現の機会を提供するように努めます。

(5) 地域社会への貢献

役員・従業員は、事業活動において、地域住民、地域社会との適正なコミュニケーションを重視し、地域社会との適切な交流を通じて、社会の発展に貢献するように努めます。

(6) フェアディスクロージャー

当社は、経営方針、事業活動、製品等について、適正かつタイムリーな情報開示を行うことにより、信頼を得るように努めます。

【参照法令】憲法第 21 条 [表現の自由 (報道の自由)]、金融商品取引法第 158 条 (風説の流布・偽計等の禁止)、第 166 条第 4 項 (公表)、金融商品取引法施行令第 30 条 (公表措置) 等

6. 社会貢献活動に関して

(1) 社会貢献活動の推進と社員のボランティア活動への支援

当社は、社会貢献活動を積極的に推進します。また、社員のボランティア活動について支援します。

(2) 学術及び文化の振興の支援

当社は、当社の経営理念にふさわしい学術及び文化の振興を支援するように努めます。

7. 反社会的勢力等との関係排除に関して

(1) 株主への利益供与の禁止

役員・従業員は、会社法の定める株主への利益供与禁止規定を遵守するものとします。

【参照法令】会社法第 120 条 (株主等の権利の行使に関する利益の供与)、同第 968 条 (株主等の権利の行使に関する贈収賄罪) 等

(2) 反社会的勢力との対決

役員・従業員は、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決します。

【参照法令】刑法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等

8. 労働災害の絶滅への取り組みに関して

当社は、労働災害の絶滅に向けて労働災害防止に積極的に取り組み、安全快適な現場環境づくりの実現に向けて邁進して参ります。

【参照法令】労働基準法、労働安全衛生法等

9. 雇用・労働環境に関して

(1) 労働関係法令の遵守、不当な差別及びハラスメント禁止

役員・従業員は、会社として、労働基準法など労働関係法令を遵守します。また、役

員・従業員は、国籍・人種・民族・信条・宗教・性別・年齢・障害・疾病・社会的身分による不当な差別その他の差別的取り扱いやハラスメントを行わず、当社は、これらを防止するように適切な配慮をします。

【参照法令】憲法第 14 条（法の下での平等）、第 27 条（勤労の権利・義務）、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、出入国管理及び難民認定法

（2）公正な評価の実施

役員・従業員は、会社として、従業員の仕事の成果を公正に評価します。また、当社は、従業員の会社生活と個人生活の調和を図り、仕事に全力投球できる、働きやすい環境の整備に努めます。

【参照法令】労働基準法、労働時間等設定改善法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、勤労者財産形成促進法、厚生年金保険法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等

（3）安全と衛生のための取り組み

役員・従業員は、安全衛生関連の法令及び社内規程を遵守し、会社として、疾病の予防・健康の保持促進を基本方針とし、安全の保持を心掛けると同時に、周囲の者の健康・安全にも配慮し、良好な就業環境の維持・改善を図ります。

【参照法令】労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法等

（4）ハラスメントの禁止

役員・従業員は、セクハラ、パワハラその他のハラスメントを行いません。職場において、性的な発言、行動等を行い、これを受ける他の従業員の対応により、その労働条件に利益・不利益を与える行為（対価型セクシャルハラスメント）、または性的な発言、行動等により他の従業員の就業環境を害する行為（環境型セクシャルハラスメント）を行いません。また、①暴行・傷害といった身体的な攻撃、②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言といった精神的な攻撃、③人間関係からの切り離し、④過大な要求、⑤過小な要求、⑥個の侵害などのパワーハラスメント行為も行いません。

当社は、アルハラ、マタハラその他あらゆるハラスメントを行わず、これらを防止・排除するように雇用管理上必要な配慮をします。

【参照法令】雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条、第 11 条の 2 等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 25 条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 等

（5）企業内教育の重視

当社は、長期的視点に立って人材育成に取り組めます。役員・従業員は、自ら及び所属員の専門性と創造性を高め、チャレンジ精神及び社会人としての良識を醸成するように努めます。

【参照法令】職業能力開発促進法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等

（6）個人情報の秘密保持

役員・従業員は、会社として、役員・従業員の個人情報を秘密に取り扱い、その者の承諾なく社外の者に開示しません。また、社内においても、当該情報の入手が業務上必要と認められる者以外には、開示しません。

【参照法令】憲法第 13 条 [幸福追求権（プライバシーの権利）]、個人情報保護法等

(7) 身体・知的障害者への支援

役員・従業員は、会社として、身体・知的障害者の雇用その他の支援に努めます。

【参照法令】障害者基本法、障害者の雇用の促進等に関する法律等

(8) 非合法薬物使用禁止

役員・従業員は、非合法薬物を使用しません。

【参照法令】麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法等

(9) 公民権の尊重、職場における政治的活動の制限

当社は、役員・従業員の公民権の行使を尊重します。役員・従業員は、職場においては、政治的活動を行いません。

【参照法令】憲法第 15 条（普通選挙の保障）、労働基準法第 7 条（公民権行使の保障）、公職選挙法等

10. 個人的利害との抵触に関して

(1) 取引先等および顧客の情実取扱いの禁止

役員・従業員は、顧客（取引先を含む）並びにその候補に対して、自らもしくは他の役員・従業員またはその親族と何らかの関係にあることを理由に、有利な取扱いをしません。万一、自身がこのような特別な関係にある場合には、所属上長に事前に相談するものとし、当社の利益のため最善となる行動をとるものとします。

【参照法令】刑法第 247 条（背任）、会社法第 960 条（取締役等の特別背任罪）等

(2) 役員・従業員の情実取扱いの禁止

役員・従業員は、人事を明朗かつ公正に行うものとし、採用・評価・異動・昇進・教育などにおいて、自らもしくは他の役員・従業員またはその親族と何らかの関係にあることを理由に、有利な取扱いをしません。

(3) 取引先等及び顧客からの違法・不当な接待、金品受領の禁止

役員・従業員は、顧客などとの関係を公正なものとし、職務上の地位や権限を利用し、違法または不当に利益（金銭・物品・接待・便益など）の提供を受けたり、要求したり、約束をしたりしません。

【参照法令】会社法第 967 条（取締役等の贈収賄罪）、同第 960 条（取締役等の特別背任罪）、刑法第 247 条（背任）等

(4) 同業他社との関係

役員・従業員は、同業他社の業務に携わりません。また、同業他社の役員・従業員との関係を公正なものとし、利益の受領について、10.（3）を準用します。

【参照法令】会社法第 967 条（取締役等の贈収賄罪）、同第 960 条（取締役等の特別背任罪）、刑法第 247 条（背任）等

(5) 取締役の競業取引、自己取引並びに利益相反取引の制限

取締役は、会社法に定められた競業取引、自己取引並びに利益相反取引の制限に関する規定を遵守します。

【参照法令】会社法第 356 条（競業及び利益相反取引の制限）等

11. 内部情報管理に関して

(1) インサイダー取引規制、役員及び従業員による自社株式取引規制の遵守

役員・従業員は、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守します。すなわち、当社・子会社及び取引先の業務などに関する重要事実をその職務などに関し知った場合には、それが一定の手続きを経て公表されるまで、自らまた会社として当該証券の取引を行いません。役員は、金融商品取引法の定める役員による自社株式取引規制を遵守します。

【参照法令】金融商品取引法 163 条（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）、第 164 条（上場会社等の役員等の短期売買利益の返還）、165 条（上場会社等の役員等の禁止行為）、第 166 条（会社関係者の禁止行為）等

【参照社内規程】インサイダー取引管理規程

(2) 機密情報の管理

役員・従業員は、インサイダー取引規制の対象となる公表前の重要事実、または当社または子会社の営業上・技術上の情報などの機密情報を社外の者に開示いたしません。社内においても、当該情報が業務上必要と認められる者以外には開示いたしません。

【参照法令】金融商品取引法

【参照社内規程】インサイダー取引管理規程

(3) 顧客等の個人情報の保護、第三者の機密情報取得時の注意

役員・従業員は、顧客等のプライバシー情報をその許諾なく、社外の者に開示いたしません。社内においても、当該情報が業務上必要と認められる者以外には開示いたしません。また、第三者より、当該第三者以外の者の機密事項と思われる情報提供の申し出を受けた場合には、当該第三者がその情報の正当な保有者であり、不正な情報取得行為・開示行為でないことを確認できない限り、当該情報を受け取りません。

【参照法令】不正競争防止法第 2 条第 4 号～第 9 号等

【参照社内規程】就業規則

(4) 情報処理機器及びネットワーク・システムの適正使用

役員・従業員は、当社のコンピューターその他の社内情報処理システムの適正・効果的な使用を推進し、不正な目的のために使用しません。

【参照法令】刑法第 161 条の 2（電磁的記録不正作出及び供用）、同第 234 条の 2（電子計算機損壊等業務妨害）、同第 246 条の 2（電子計算期使用詐欺）等

(5) 電子情報の管理

役員・従業員は、電子化された情報を適切に管理し、機密情報の漏洩、盗難、破壊やウィルスの感染その他の損害が発生しないようにします。万一、損害発生の疑いがある場合には、社内手続きに従い判定し、所轄部門へ通報します。

12. 契約及び文書管理に関して

(1) 契約の適切な検討及び交渉

役員・従業員は、顧客・取引先等その他の者と契約を締結したり、何らかの合意をしようとする場合には、関係法令並びに公正及び合理性の観点から踏まえて、適切に検討・交渉します。

【参照法令】民法、商法、独占禁止法等

(2) 契約書の適切な署名及び押印

当社が、締結する契約書は、「社用印章・署名取扱規程」に従い、適正に保管し、適正な代表者により署名または記名、押印されるものとします。役員・従業員は、署名または社用印章の押印の請求において、適正な手続きを経ずに署名・押印させたり、署名・押印を偽造しません。

【参照法令】刑法第 167 条（私印偽造及び不正使用等）、会社法第 10～15 条（会社の使用人）、同第 362 条～365 条（取締役会の権限等）、同第 349 条（株式会社の代表）、同第 354 条（表見代表取締役）等

(3) 文書の作成、取扱い、保存及び廃棄

役員・従業員は、「文書処理規程」及び「文書保存規程」に従い、文書（電子媒体に記録されたものを含む）を適正に作成、取扱い、保存または廃棄します。

【参照法令】刑法第 157 条（公正証書原本不実記載等）、同第 159 条（私文書偽造等）等

13. 経理、会社資産に関して

(1) 適正な帳簿・会計記録、経理関係法令の遵守

役員・従業員は、会社会計において、当社の取引を一般に公正・妥当と認められる会計原則及び会計慣行に則り、帳簿及び会計記録として正確に記載します。また、会社法、金融商品取引法、外為法、企業会計原則その他の経理関係法令を遵守します。

【参照法令】会社法第 432 条～第 434 条（会計帳簿）、同第 435 条（計算書類等の作成及び保存）、同第 960 条（取締役等の特別背任罪）、同第 963 条（会社財産を危うくする罪）、同第 964 条（虚偽文書行使等の罪）、同第 965 条（預合いの罪）、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、企業会計原則、財務諸表規則、連結財務諸表規則、計算書類規則等

(2) 会社資金・物品の不正な使用の禁止

役員・従業員は、会社の資金・物品その他の財産を与えられた職務の遂行のためにのみ使用するものとし、自らまたは第三者のために着服、使用しません。また、不当な経費請求を行ったり、職務上の権限を利用して自らまたは第三者のために便宜を図ったりしません。会社財産の使用につき、社内手続きが定められている場合には、これに従います。

【参照法令】刑法第 235 条（窃盗罪）、同第 246 条（詐欺罪）、同 247 条（背任罪）、同第 252 条（横領罪）、同第 253 条（業務上横領罪）、会社法第 960 条（取締役等の特別背任罪）等

(3) 税法の遵守

役員・従業員は、事業活動において、常に税法を意識しこれを遵守します。

【参照法令】憲法第 30 条（納税の義務）、国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法、地方税法、消費税法、租税特別措置法、有価証券取引税法、印紙税法、関税法、登録免許税法等

14. 知的財産に関して

役員・従業員は、研究・開発その他の業務より生ずる成果（発明、実用新案、意匠、著作物、商標、ノウハウ、技術情報等を含む）が重要な財産（知的財産）であることを認識し、次の事項を遵守します。

- ①成果を適切に記録・管理するものとし、何人に対しても、所定の手続きを経ずして、または不正に開示・漏洩しません。また、当社の成果について在職中・退職後を問わず、自己または第三者のために使用しません。
- ②当社の業務範囲に属する成果を得た場合には、遅滞なく当社に届け出る等、適正かつ迅速にこれらを取扱います。また、当社に帰属する成果については、会社として、出願・登録等を行うなどし、適切かつ迅速にその権利化に努めます。
- ③他人の知的財産権を尊重し、不正な方法で他人の成果や秘密情報を入手したり、たとえ正当に入手した成果や情報であっても、権利者の承諾なく、不正に研究・開発その他の業務に利用しません。

【参照法令】特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法第 2 条第 4 号～第 9 号（他社の営業秘密の不正取得、使用、開示行為等）、刑法第 235 条（窃盗罪）、同第 252 条（横領罪）、同第 253 条（業務上横領罪）、同第 256 条（盗品譲受け等）等

15. 社内外の規定・法令遵守に関して

(1) 定款、社内規程などの遵守

役員・従業員は、本規準のほか、当社において適正な手続きを経て定められた定款、社内規程（規程、規則、要領）及びマニュアル等を理解し、これらを遵守します。

(2) 法令の遵守

役員・従業員は、当社が加盟する団体が制定する法令・倫理遵守に関する規準の理解に努めます。

(3) 規準との抵触・矛盾

15. (1) の社内規程など（定款を除きます）または (2) の社外規準が、この規準に抵触したり、矛盾する場合には、この規準が優先します。

16. 規準に関して

(1) 周知徹底

役員・従業員は、この「西島製作所グループコンプライアンス行動規準」の周知徹底を図り、社内体制の整備を行います。

(2) 率先垂範

経営トップは、自ら率先垂範し、「西島製作所グループコンプライアンス行動規準」の精神の実現に努め、万一、その内容に反するような事態が発生した場合には、自ら問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うと共に、権限と責任を明確にしたうえで、自らも含めて厳正な処分を行います。

17. 発効日

この規準は、2003年4月1日に発行します。

この規準は、2007年9月1日より一部改訂実施します。

この規準は、2021年12月1日より一部改訂(照会先削除他)実施します。